

Ⅲ 活動指標 その1

各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込みの確保のための方策

第4期計画 P8～P29、P48、P54

〈概要〉

サービス等の種類ごと、利用者数等の単位で「必要な量の見込み」及び「必要な見込量の確保のための方策」を記載する。

サービス等の種類		サービス等の内容	単位	設定に際し勘案すべき事項
(1) 訪問系	*居宅介護 *重度訪問介護 *同行援護 *行動援護 *重度障害者等包括支援	介護が必要な人に対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行う。	利用者数 利用時間	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤平均的な一人当たりの利用量
	①生活介護	常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤平均的な一人当たりの利用量
	②自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④平均的な一人当たりの利用量
	③自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤平均的な一人当たりの利用量
(2) 日中活動系	④就労移行支援	就労を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤福祉施設の利用者の一般就労への移行者数 ⑥特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数 ⑦平均的な一人当たりの利用量

(2) 日中活動系	⑤就労継続支援 (A型)	通常の事業所で働くことが困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤就労継続支援(A型)の利用者の一般就労への移行者数 ⑥平均的な一人当たりの利用量 ⑦地域の雇用情勢
	⑥就労継続支援 (B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤就労継続支援(B型)の利用者の一般就労への移行者数 ⑥平均的な一人当たりの利用量 ★工賃の目標水準を設定することが望ましい
	【新規】 ⑦就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に対し、企業や関係機関等との間で就労定着に向けた支援を行う。	利用者数	①障害者等のニーズ ②福祉施設の利用者の一般就労への移行者数
	⑧療養介護	医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行う。	利用者数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ
	⑨短期入所 (福祉型)	介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設等において必要な介護等の支援を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤平均的な一人当たりの利用量
	⑩短期入所 (医療型)	介護を行う方の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障害者支援施設(医療法に規定する病院)等において必要な介護等の支援を行う。	利用者数 利用日数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤平均的な一人当たりの利用量

(3) 居住支援・施設系	【新規】 ①自立生活援助	入所施設・グループホームから出て一人暮らしをする障がい者に対し、居宅訪問により生活状況の確認と必要な助言・調整を行う。	利用者数	①単身世帯である障害者の数 ②同居している家族による支援を受けられない障害者の数 ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数
	②共同生活援助	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域の共同生活の場で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行う。	利用者数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③施設入所者の地域生活への移行者数 ④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ⑤一人暮らしや家庭からGHに入所する者の数 ⑥GHから退所する者の数
	③施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護や自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。	利用者数	H28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、GH等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数
(4) 相談支援	①計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う。	利用者数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数
	②地域移行支援	障害者支援施設、児童福祉施設の入所者及び精神科病院に入院している人を対象とし、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。	利用者数	①現に利用している者の数 ②障害者等のニーズ ③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数 ★入所・入院前の居住地市町村が設定する
	③地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者、家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時連絡体制を	利用者数	①現に利用している者の数 ②単身世帯である障害者の数 ③同居している家族による支援を受けられない障害者の数 ④施設入所者の地域生活への移行者数 ⑤入院中の精神障害者のうち地域生活

		確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行う。		への移行後にこのサービスの利用が見込まれる者の数
(5) 障害児支援	①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用児童数 利用日数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ ⑤保育所・こども園・幼稚園等での障害児の受入状況 ⑥入所施設から退所した後にこのサービスの利用が見込まれる障害児の数 ⑦平均的な一人当たりの利用量
	②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と治療を行う。		
	③放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行う。	利用児童数 利用日数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ ⑤放課後等児童健全育成事業での障害児の受入状況 ⑥入所施設から退所した後にこのサービスの利用が見込まれる障害児の数 ⑦平均的な一人当たりの利用量
	④保育所等訪問支援	障がい児支援に関する知識及び指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	利用児童数 利用日数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ ⑤保育所・こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校等での障害児の受入状況 ⑥平均的な一人当たりの利用量
	【新規】 ⑤居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	利用児童数 利用日数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ ⑤平均的な一人当たりの利用量
	⑥福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う。	利用児童数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ
	⑦医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。		

(5) 障害児支援	⑧障害児 相談支援	サービスを利用する児童の心身の状況、その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成やサービス事業所等との連絡調整を行う。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計画」の評価を行う。	利用児童数	①地域における児童の数の推移 ②現に利用している障害児の数 ③障害児等のニーズ ④医療的ケア児のニーズ
	【新規】 ⑨医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアを必要とする障がい児に対し、必要なサービスが利用できるよう、関係する事業所等との間を調整や、情報提供や研修を実施する。	配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等
(6) 発達障害者等 新規	①発達障害者地域支援協議会の開催		開催回数	地域の支援体制の課題の把握・対応についての検討を行うために必要な開催回数
	②発達障害者支援センターによる相談支援		相談件数	①現状の相談件数 ②発達障害者等のニーズのうち市町村では対応が困難であり、センターによる相談支援が真に必要なと判断される数
	③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係者への助言		助言件数	①現状の助言件数 ②発達障害者等のニーズのうち市町村では対応が困難であり、センター・マネージャーによる相談支援が真に必要なと判断される数
	④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修啓発		研修・啓発の件数	現状の研修・啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修・啓発

〈補足〉 新規事業の概要

就労定着支援

- 【前提】 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が急増する中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは一層多様化するものと考えられる。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行うもの。
- 【対象】 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
- 【内容】 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向け必要となる支援を実施。具体的には、企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理など課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

自立生活援助

【前提】障がい者が地域で安心して生活できるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がい者の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分ではないために、一人暮らしを選択できない者がいる。

本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

【対象】障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する者

【内容】定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、体調に変化はないか、地域住民との関係は良好等を確認し、必要な助言・調整を行う。また、利用者からの養成により、訪問、電話等による随時の支援も行う。

居宅訪問型児童発達支援

【前提】障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では重度の障がいのために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていない。

【対象】重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児

【内容】障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【前提】医療的ケアを必要とする障がい児は、医療、福祉、教育等から広く支援を必要とするが、希望する支援を円滑に利用できるようにするためには、関連分野についての情報と調整が必要となり、家族だけでは十分ではない。

【対象】医療的ケアを必要とする障がい児

【内容】希望に沿って必要なサービスが利用できるよう、関係する施設、事業所との間を調整する。また、関係者間の連携が緊密となるよう情報提供や研修を実施する。

《今回策定する計画では》

単にサービスごとの見込みだけではなく、「2の成果目標」達成を視点に入れて検討する必要がある。

Ⅳ 活動指標 その2

基盤整備

第4期計画 P31～P33

《概要》

第4期計画では、次の(1)・(2)を特出しして記載

(1) 現在の事業所数・定員数

(2) 前項「3 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込みの確保のための方策」中の「見込みの確保のための方策」としての整備計画

《今回策定する計画では》

各サービスについての記載箇所に記載することで、利用実績やニーズとの関連が理解しやすくなるため、変更を検討中。